

審 第 2 7 7 4 号
答 申 第 3 1 4 号
令和5年10月31日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年6月9日付け教職第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第287号

令和3年3月31日付けで審査請求人から提起された、令和3年1月14日付
け教職第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決につい
て

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月14日付け教職第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年1月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇元〇〇校長が、〇〇に関して〇〇を糾弾するために面接を行った結果を、県教委に提出した文書および県教委に提出した当日の会話を録音した音声データ。」（ママ）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「請求に係る情報が記載された行政文書及び録音されたデータを作成・取得しておらず、保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年3月31日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けた後、開示請求をする自己の個人情報の内容（以下「本件請求内容」という。）のうち、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇元〇〇校長が、〇〇に関して〇〇を糾弾するために面接を行った結果を、県教委に提出した文書」に関する文書を特定したとして、令和3年5月17日付け教職第〇〇号により、本件決定のうち一部を取り消し、改めて「〇〇年〇〇月〇〇日に行われた請求者と〇〇元〇〇学校長との面談を記録したメモ」（以下「本件文書」という。）を特定し、自己情報開示決定を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年6月9日付け教職第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張してい

る。

ア 本件審査請求の趣旨

自己情報開示請求において、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇元〇〇校長が、〇〇に関して〇〇を糾弾するために面接を行った結果を、県教委に提出した文書および県教委に提出した当日の会話を録音した音声データ」の開示請求を行ったにも関わらず、「請求に係る情報が記載された行政文書及び録音されたデータを作成・取得しておらず、保有していないため」との回答が千葉県教育庁教育振興部教職員課から送付された。しかし、録音データは、千葉県教育委員会が保有していることは明白であり、「作成・取得していない」との回答は正当性を欠くものである。これは不正義、不誠実で、正に行政の隠ぺい体質のあらわれである。そのような体質から脱却し、適正な情報開示を求める。

イ 本件審査請求の理由

〇〇年〇〇月に申し立てを行った「〇〇に対する不服申し立て」に関する人事委員会審理において、面接を録音した音声CDが、千葉県教育委員会から「証拠」として提出されている。また、〇〇校〇〇元校長は、〇〇年〇〇月〇〇日に千葉地方裁判所において行われた裁判に出廷した際、「ステック状の機械に録音し、それをそのまま人事室に預けた。あとはCDにしてくれたのはそちらでやってくれている」と証言している。これらのことから、「データの取得・作成もしておらず、保有もしていない」という県教育委員会の主張は、まったく不当なもので、事実と反している。取得・作成していない音声データが記録されたCDが県教育委員会から提出されている以上、音声データは県教育委員会に存在しているのである。県教育委員会は「取得・保持」している事実を認め、速やかに開示することを求める。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

自己情報開示請求において、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇元〇〇校長が、〇〇に関して〇〇を糾弾するために面接を行った結果を、県教委に提出した文書および県教委に提出した当日の会話を録音した音声データ」の開示請求を行ったにも関わらず、「請求に係る情報が記載された行政文書及び録音されたデータを作成・取得しておらず、保有していないため」として、不開示の回答が千葉県教育庁教育振興部教職員課から送付された。

本件審査請求を行ったところ、「保有していないことが確認されたため、不開示」との決定がなされた。(令和3年5月17日)

しかし、録音データは、千葉県教育委員会が保有していることは明らかである。請求人(〇〇)は、〇〇年〇〇月に人事委員会に「〇〇に対する不

服申し立て」を行った。人事委員会審議の過程で、千葉県教育委員会は、面接を録音した音声データ（CD）を、「証拠」として人事委員会に提出した。

その後の千葉地方裁判所における裁判においても、千葉県教育委員会から提出された音声データ（CD）は、証拠として裁判に提出してある。

当時、録音を行った当事者である、〇〇学校長（当時）は、〇〇年〇〇月〇〇日に裁判の証言に立ち、「ステック状の機械に録音し、それをそのまま人事室に預けた。あとはCDにしてくれたのはそちら（人事室）でやってくれている」と証言している。

これらのことから、録音データの音源を、千葉県教育委員会が取得・保持していることは明らかである。

「保有していない」との弁明は、自ら証拠として提出した録音データを破棄もしくは隠ぺいしたことであり、「裁判の証拠を破棄もしくは隠ぺい」したことに他ならない。

千葉県教育委員会は、録音データを保有していることを認め、速やかに本来の（元音である）録音データを開示することを求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 処分（本件決定）の内容について

ア 審査請求に係る処分について

令和3年3月31日付けで審査請求人が提起した審査請求に係る処分は、令和3年1月14日付け教職第〇〇号で行った本件決定である。

イ 本件開示請求について

審査請求人は、令和3年1月4日付け自己情報開示請求書において、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇元〇〇校長が、〇〇に関して〇〇を糾弾するために面接を行った結果を、県教委に提出した文書および県教委に提出した当日の会話を録音した音声データ。」を請求の内容とする本件開示請求を行った。

ウ 対象文書の特定及び内容について

(ア) 対象文書の特定について

前記イの本件開示請求を受け、自己情報開示請求書の「開示請求をする自己の個人情報の内容」を「〇〇年〇〇月〇〇日に行われた、審査請求人が〇〇元〇〇校長と行った〇〇アンケートに係る面談の結果を記録した文書（以下、「請求対象文書1」とする。）、及び面接の内容を録音した音声データ（以下、「請求対象文書2」とする。）」と特定した。

(イ) 本件対象文書の内容について
前記(ア)のとおり。

(2) 処分(本件決定)の理由について

請求対象文書1、2について、担当課である教職員課が同課を探索したが、本件請求の対象となる行政文書等は保有していないことが確認されたため、不開示処分とした。

(3) 弁明の内容について

審査請求を受け、再度、千葉県教育委員会において、本件開示請求の対象となる行政文書等を探索したところ、他課に請求対象文書1が存在することが確認された。

本件開示請求に係る対象文書を探索する際に、他課に引き継ぎ文書として保管されていたものを確認することができなかつたため、本件決定となった。

一方で、請求対象文書2については、千葉県教育委員会は保有していないことが確認された。

上記のことから、この点に関しては審査請求人の主張については理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、適正な情報開示を求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 請求対象文書2について

(ア) 審査請求人は、前記3(2)のとおり、〇〇年〇〇月〇〇日に行われた裁判における〇〇元〇〇校長の証言を根拠に、本件請求に係る音声データを実施機関において保有していると主張するので、以下、検討する。

(イ) 実施機関は、前記4(2)及び(3)のとおり、請求対象文書2を保有していないと主張する。

(ウ) 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に確認したところ、〇〇年〇〇月〇〇日に行われた面談においては、当該面談の録音を行っておらず、ゆえに、録音データを保有していないとのことであった。

また、前記3(2)のとおり、審査請求人は〇〇年〇〇月〇〇日に

行われた裁判における〇〇元〇〇校長の「ステック状の機械に録音し、それをそのまま人事室に預けた。あとはCDにしてくれたのはそちら（人事室）でやってくれている」といった証言を根拠に、〇〇年〇〇月〇〇日に行われた面談の録音データが存在すると主張するが、当該裁判の証人調書を確認したところ、その証言は〇〇年〇〇月〇〇日に行われた面談に関するものであったことが判明した。

以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が〇〇年〇〇月〇〇日に行われた面談の録音データを保有していないと説明していることについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報保有していないことが確認された。

ウ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件文書に記録された個人情報以外に本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------|-------------------|
| 令和3年5月13日 | 諮問書（弁明書の写しを含む）の受理 |
| 令和3年6月14日 | 反論書の写しの受理 |
| 令和5年6月23日 | 審議（令和5年度第3回第1部会） |
| 令和5年7月25日 | 審議（令和5年度第4回第1部会） |
| 令和5年9月26日 | 審議（令和5年度第5回第1部会） |

千葉県個人情報保護審議会第1部会